

環境農林水産常任委員会会議録

令和3年1月21日

場 所 第4委員会室

令和3年1月21日(木曜日)

午前9時56分開会

会議に付託された議案等

○その他報告事項

- ・第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画(素案)について
- ・高病性鳥インフルエンザへの対応状況について

出席委員(7人)

委員	長	日高陽一
副委員	長	安田厚生
委員		星原透
委員		横田照夫
委員		窪菌辰也
委員		河野哲也
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	佐野詔藏
環境森林部次長 (総括)	川口泰夫
環境森林部次長 (技術担当)	日高和孝
環境森林課長	横山直樹
環境管理課長	佐沢行広

農政水産部

農政水産部長	大久津浩
農政水産部次長 (総括)	河野譲二

農政水産部次長 (農政担当)	牛谷良夫
-------------------	------

農政水産部次長 (水産担当)	外山秀樹
-------------------	------

畜産新生推進局長	花田広
----------	-----

農政企画課長	殿所大明
--------	------

畜産振興課長	河野明彦
--------	------

家畜防疫対策課長	丸本信之
----------	------

事務局職員出席者

議事課主幹	関谷幸二
-------	------

議事課主任主事	石山敬祐
---------	------

○日高委員長 それでは、ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、環境森林部の報告事項について説明を求めます。

○佐野環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。本年もよろしくお願いいたします。

緊急事態宣言継続中の委員会ということで、いろいろと御配慮を賜りましてありがとうございます。

本日は、執行部からは説明事項の担当課と当部連絡調整課のみの出席となっております。よろしくお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料の表紙を御覧いただきたいと思いません。

本日の説明事項は、第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画（素案）についての1項目になります。

説明事項の詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

私からの説明は、以上でございます。

○佐沢環境管理課長 説明申し上げます。

環境管理課では、現行の第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画（2次改訂計画）の計画期間が今年度末までとなっていることから、新たな計画として、第3次宮崎県生活排水対策総合基本計画の策定を進めております。

お手元に計画の素案の冊子を配付しておりますが、委員会資料に概要をまとめておりますので、委員会資料で御説明させていただきます。

委員会資料1ページをお開きください。

第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画についてであります。

新計画は、第1章から第6章までの構成としております。

各章の主なポイントについて御説明いたします。

第1章、計画の策定にあたってでは、計画策定の趣旨や計画の性格・位置づけなどについて記載しております。計画の期間は、3、計画の期間にありますように、令和3年度から12年度までの10年間で、5年後をめどに見直しを行うこととしております。

第2章、生活排水対策の基本的な方向では、3つの実線で囲みました「生活排水処理施設の早期整備」、「持続可能で効果的な運営管理」、「県

民啓発」を方向性の柱として掲げました。

第3章、生活排水処理の現状と課題では、2、生活排水処理の課題において、点線囲みの内容を新たに記載いたしました。

(1) 公共用水域の水質については、環境基準達成に向けた生活排水対策の取組が今後とも必要であることを追加いたしました。

(2) 生活排水処理率については、生活排水処理施設の整備、浄化槽の転換、集合処理施設への接続に対するさらなる取組促進が必要であることを追加いたしました。

(3) 生活排水処理の維持管理につきましては、既存の生活排水処理施設の老朽化に伴う効率的な施設更新、また施設の耐震化や適正な維持管理の促進が必要であることを追加いたしました。

2ページを御覧ください。

(4) 下水汚泥処理につきましては、循環型社会推進の視点から、今後も下水汚泥の有効活用の取組が必要であることを追加いたしました。

第4章、生活排水処理の目標の、2、計画の目標につきましては、実践囲みでお示しましたように、(1) 生活排水処理施設の早期整備の面から、生活排水処理率を令和12年度までに91.8%に、汚水処理人口普及率を令和12年度までに95%に引き上げます。なお、生活排水処理率は、生活排水が処理施設で処理されている人口の割合を示した指標となります。また、汚水処理人口普及率は、処理施設が整備されている人口の割合を示したもので、施設整備の進捗状況を評価する指標となります。

(2) 持続可能で効果的な運営管理の面からの目標は、全市町村を対象とした広域化・共同化に係る取組内容を示した計画を令和4年度までに策定し、また11条の法定検査受検率を令和12

年度までに75%に引き上げることを目標といたしました。

第5章、生活排水対策の推進につきましては、第2章で示した「生活排水処理施設の早期整備」、「持続可能で効果的な運営管理」、「県民啓発」の3つの柱の項目と、その全てに関連する「連携」の4項目に分けて記載しております。

点線囲みの内容を新たに記載いたしましたので、御説明します。

1、生活排水処理施設の早期整備では、(3) 低コスト整備手法の導入による早期整備に、低コストで早期整備が可能となる新たな整備手法の導入を記載いたしました。

2、持続可能で効率的な運営管理では、(1) 長寿命化の促進及び計画的な改築更新に、集合処理施設の効率的かつ計画的な改築・更新に向けたストックマネジメント計画の策定または見直しを記載いたしました。

(2) 施設の「広域化・共同化」には、令和4年度までに広域化・共同化計画を策定することを記載いたしました。

(3) 耐震化の促進には、災害時の事業継続が可能となる業務継続計画の策定または見直しを追加して記載いたしました。

3ページをお開きください。

(5) 下水道汚泥の有効利用には、下水道汚泥の減量化及び有効利用、汚泥処理の広域化・共同化の検討を記載いたしました。

(6) 官民連携手法の導入に、公共サービスの質の向上や業務効率化等を図るための官民連携手法の導入可能性の検討を記載いたしました。

3、県民啓発では、(2) 啓発の推進に、生活排水処理施設整備等における助成制度の周知を追加して記載いたしました。

第6章、計画の推進体制につきましては、計

画の推進体制と県民への情報提供について記載しております。

ページ下ほど、(2) 今後のスケジュールであります。昨年の12月3日の常任委員会で現行計画の取組状況と新計画の骨子を、本日、計画の素案を御説明させていただきました。今後は、環境審議会の最終審議・答申を経まして、3月の常任委員会に報告することとしております。

説明は以上であります。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はございませんでしょうか。

○横田委員 公共下水道が家の近くまできているのになかなかつないでもらえないとか、単独処理浄化槽がなかなか合併処理浄化槽に転換してもらえないとかというのは、やっぱり県民の理解不足からきているんじゃないかなと思うんですよね。この計画の中に、県民啓発ということが何回も出てきておりますけど、改めて県民啓発に対する思いをお伺いしたいと思います。

○佐沢環境管理課長 委員がおっしゃるとおり、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、公共下水道の接続というのは、私たちの財産である身近にある川をきれいにする、将来の子供たちに引き渡すためにも大変重要なことだと思いますので、これからも、特に単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換、これに力を入れていきたいと思っております。

また、10月には浄化槽月間としていろいろな取組をしております。今、コロナ禍でちょっとやりにくい面もあるんですけども、今までは保健所ごとに、スーパーとかそういう街頭でチラシとかで呼びかけをしておりました。そして、特に重要な地点は、保健所の職員とか関係団体

の職員が個別訪問とかもやっておりました。今後もコロナ禍の中で、状況が許せば、また積極的に県民啓発をやっていきたいと思っております。

これはもう大変重要なことだと、長くやらないといけないと思っております。

○横田委員 ありがとうございます。転換に対する助成なんかも徐々に充実してきておりますので、そういったこともしっかりと知っていただいて、11条検査もそうですけど、できるだけ多くの皆さんに理解していただいて、協力いただけるように努力をしていただければと思います。よろしくお願いします。

○星原委員 説明いただいたんですが、この第4章の生活排水処理の目標ということで、令和12年度までに91.8%と95%ということなんですけど、この10年間で100%まで持っていくということはできないんですか、何か課題があるんですか。

○佐沢環境管理課長 行政といたしましては100%を目指すべきだと思っております。環境省、国交省、農水省、この3省が合同で早期に生活排水処理施設を整備すべきだということで、目標を95%にしております。国の目標を最低だと思って目標設定したんですけれども、これについては山奥のところで道路の側溝がない家とかあるかもしれませんので、そういうところに対しても何とかできるような方策とか、そういうのをやって、行政としては100%を目指していくということで、いろいろ取り組んでまいりたいと思います。

○星原委員 目標に向かって進むときに、ある程度目標が達成可能なところにするのか、達成が不可能かもしれないけど、その上まで持っていくようにするのか。予算的なものなのか、ある

いは協力をもらえない可能性もあるとか、何か課題があるならただけど、私から見ると、10年の間にそういうものを整備して、生活のレベルアップといいますか、いろんなのが流されていけば川の汚染とか出るわけですから、そういうものを防ぐ意味では目標は高く持って、課題が出てきているものをどうクリアしていくかということに努めるべきじゃないかなと。計画ですから、計画として達成可能な目標でいくのか、多少上げておいてそういう目標に向かうのか、その考え方の差かなとは思いますが、その辺は協議されたもんなんですか。

○佐沢環境管理課長 この目標を設定するにあたり、全市町村にヒアリングとかをしております。市町村も自分たちの取組で目標を掲げるんですけれども、県としましては、それ以上にやってください、また県の助成制度、例えば単独処理浄化槽の撤去とか宅内配管の助成とかそういうものも——宅内配管は今年度から実施しましたので、そういうものに取り組んで、もっと上げられるのではないのでしょうかということで、どんどん市町村に話をして、目標を高く設定していただく。ただ、県としては100%を目指すということで、いろんな市町村が取り組みやすい助成制度も市町村と一緒に考えて取り組んでいきたいと思っております。

○有岡委員 2ページにあります低コストで早期整備が可能になる新しい手法を導入する、これはよく分かるんですね。できるだけコストをかけずにスタートできるという点では分かるんですが、今の課題は、人口減少や節水等による湧水率が下がってきて、最終的には使用料で賄えないというようなことを心配しているんじゃないかと思うんですね。そういった意味では、どうやって運営ができるか、考え方も整理する

必要があると思うんですね。例えば市町村の意見を聞いて、市町村設置型の浄化槽は、各個人の家で管理していくような、そういう方法も現状としては必要なのかなと思っているんですね。

施設が老朽化して、大きなコストがかかるということも課題ですが、これからの人口減少にあわせて、市町村設置型で各自の家庭で管理できるようなことも、宮崎県の現状としてもっと積極的に取り組む必要があるのかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○佐沢環境管理課長 委員がおっしゃるとおり、処理施設については老朽化がつきものであります。特に集合処理施設、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、これらについては使用料とかで運営していくものですから、将来の人口減少や、公共下水道は供用開始から15年以上たっているのが多いですので、機器の更新とかが必要になってきます。

それで、今度の新計画には広域化・共同化で、例えば農業集落排水事業と公共下水道をつなげる。農業集落施設の処理施設を要らなくするというので、処理人口を増やす、そして使用料を安定的にするとか、そういうことも市町村には検討してくださいと。実際にそういう計画を、県土整備部のほうなんですけれども、令和4年度までに、市町村ごとのどういう取組をやるかという計画を市町村がつくることになっております。

合併処理浄化槽については、単独でありますので、これは国土強靱化にもうたっておりますが、災害に強く、老朽化についても、大体30年、40年はもつと言われております。大変強いものだと思いますので、私どもとしては、公共下水道の区域を減らして、合併処理浄化槽の整備に組み換えるということも、いろんな会議とかヒア

リングとかで市町村に呼びかけはしております。

○窪菌委員 ちょっと教えていただきたいんですが、市町村の取組状況であるとか、あるいは生活排水の今後の取組の中で、国の事業でこういった補助事業なり、そういった計画は、今自治体でどういった取組状況なんですか。

○佐沢環境管理課長 浄化槽について説明させていただきます。

浄化槽を設置する場合は、国、県、市町村それぞれが補助等をやっております。例えば、宮崎県では転換について重きを置いておりますので、例えば単独浄化槽を撤去して合併処理浄化槽を据える場合には、大体130万円ほどかかります。そして、撤去費が大体10万円弱ぐらいなんですけれども、そのうち国が3万円、県が3万円、市町村が3万円とか、そういうふうに国、県、市町村が一緒になって助成をやるという制度になっております。

○窪菌委員 例えば、農業集落排水なんかの事業でできた処理施設がありますよね。それにつなぐということで、みんなやっているんですけど、なかなかこれがうまくつないでもらっていないのが現状だろうと思うんですよ。半分ぐらいいいけばいい地区もあれば、半分もいかない地区もあるというようなことで、新築の場合は、それにつなぐように今、条件つきでやっていますが、古い場合なんかは利用料なんかの問題で、つなぎたくないとか、そういうのもありますし、推進員等も置いて自治体でやっているんですけれども、この推進員の方もなかなかうまくいっていないというような状況もあるようです。やっぱり負担がありますので、こういったもので非常に抵抗があるのかなという気がしております。

その点の改善策とか、あるいは今後、合併処

理浄化槽なり農村集落の処理施設を推進する中で、地区によってつないでいない地区がありますよね。街の中心部あたりのはほとんどつないでいないような状況もあります。商業施設といったところも本当はつないでいただくのが当然だろうと思うんですけれども、なかなかつないでいないところもあるようですから、今後そういった大きな集落排水の事業等に取り組む自治体があるのかどうか、2つほど伺います。利用料の問題と今の問題とです。

○佐沢環境管理課長 まず料金の問題なんですけれども、公共下水道使用料は、大体年間5万5,000円程度です。合併処理浄化槽は同じぐらいで、一般的に下水道と浄化槽は年間負担というか、かかる料金はそんなに変わりません。浄化槽のほうは法定検査とか、清掃とかそういう料金を含めて大体下水道と同じだと思います。

あと、集合処理施設の接続につきましては、接続率が100%のところもあるし、40%のところもあると聞いております。平均しますと、公共下水道が90.5%、農業集落と漁業集落の2つの施設が82.4%となっております。これらについては、だんだん少しずつよくなっていくということで、接続について事業主体の市町村が頑張っているPRとかをやっている結果だと思います。

委員がおっしゃるとおり、低い接続率のところがありますので、そういうところに対しては、集合処理施設を所管しているところと連携して、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換していただくことについて、一緒になって県民へ啓発に努めていきたいと思っております。

○窪田委員 料金のことは分かりましたが、今後、例えば大型の最終処理場みたいなものが、今後自治体でも取り組むところがあるんでしょ

うか。それとも、こういった事業が国でもまだあるんでしょうか。

○佐沢環境管理課長 公共下水道は、県内で17市町村が取り組んでおりまして、その中で新たに計画をつくることはないんですけれども、管路を延ばしていくところは9市町ありまして、具体的にいうと宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、西都市、三股町、高鍋町の9市町です。そして、管路をこれから延長しない、もう全て終わりましたというところが8市町ありまして、串間市、国富町、綾町、西米良村、木城町、川南町、諸塚村、高千穂町です。

これから人口減少とかがありますが、使用料を落ち着かせるためには、農業集落排水と公共下水道をつなげるとか、農業集落排水の汚泥処理を、脱水車とか共同で運営していくとかやっていく。使用料等を上げないようにしていくという計画です。そういうものを、今後担当する部署がつくっていくことになると思っております。

○星原委員 浄化槽の維持管理の中で、受検率を75%ということで、令和元年度では55.6%、10年後で75%ということなんですが、これは設置しているのを受検しなくてもいいというふうに捉えていいのか。設置した時点でちゃんと受検はしなくちゃいけないというきまりじゃないんですか。その辺はどうなんですか。

○佐沢環境管理課長 委員がおっしゃる法定検査は、11条検査というんですけれども、これは法律で1年に1回、浄化槽設置者、管理者は受検しなさいという義務づけになっております。本来であったら100%を目標にすべきだと思うんですけれども、現状55.6%です。平成20年当時は宮崎県は20%とか、低い数字であったんですけれども、いろんな取組をして、これを55.6%

に引き上げることができたんですが、これで満足してはおりません。

75%という数字は大変厳しい数字だと認識しております。この達成のために新たな仕組み、令和2年度から開始した宅内配管の助成とかをやって、新しくして、受検率を上げる。なぜ、新しいのが受検率が上がるかという、今までのデータでは、単独処理浄化槽だけでは四十数%、新しい合併処理浄化槽の設置者は60%、70%ぐらいあるので、新しくすることも受検率を上げる方法だと思います。

そして、浄化槽の管理者が法定検査を受検しやすい取組として、今一括契約等を進めておりますので、こういうことを目いっぱい取り組んでいって、難しいですけれども75%に向けてやっていきたいと思っております。

○星原委員 年に1回この検査して、検査に見えるわけですけど、何人槽、何人槽で金額が多少違いますよね。そうすると結局半分の方は、もう払わないでそれを設置してやっている。私のところなんか、2万～3万円の間ではなかったかなと思うんですけど、結局、その検査料が高いのか、安いのか。皆さんが100%設置すれば、逆に言えば50%で協会か何かそういう検査するところが成り立つのであれば、100%入れば金額が半分でもいいんじゃないかなという単純な計算もできるんですが、結局契約しているところとしてないところで、年間でそういう数字の違いが出てきているわけですよ。NHKの受診料なんかと一緒に、NHKの受信料は見るか見ないかの問題もあるが、浄化槽は設置しているということは確実に使っているわけですから、それを検査して、病原菌とかいろんなものがあるということで検査されていると思うんですよ。排水させるために。

だから、そうであれば、設置のときに契約も一緒にして、年に1回の検査とか、逆に2年に1回の検査とか、基準を決めてそういうことをやることはできないんですか。75%は大変なんだと言われたけど、そうじゃなくて、設置のときに契約書で、こういう検査が年に1回こういう形で、そして金額的には、槽によって幾らから幾らだということもちゃんと説明した上で契約していけば、おのずと守らないといけないということになるんじゃないかなと思うんですけど、この合併処理浄化槽の設置基準や点検の設け方とか、そういうものは設置のときに何もうたわれていないんですか。

○佐沢環境管理課長 法定検査の契約は、設置してすぐは7条検査で、設置してから大体半年ぐらいに最初の検査をやります。その後、11条検査で、1年に1回の検査をやります。7条検査は、本県では100%申込みいただいております。

私どもも、11条検査を100%にするためには、7条検査のときに、11条検査も契約みたいなことをできたらいいだろうとは考えておまして、そのためにはどういう取組やスキームがいいのか、今検討しているところです。一番いいのは、一番最初に浄化槽設置者はほとんどが保守点検の契約をやりますので、そこで一緒に法定検査も契約できたらいいということで、それが一括契約の仕組みなんですけれども、そういうのをどんどん広げていきたいと思っております。

それと、法定検査の料金なんですけれども、本県は5人槽から10人槽が3,800円で、11人槽から20人槽が4,000円、21人槽から50人槽が6,000円、51人槽以上が1万円となっております。九州各県で比較いたしますと、熊本県と宮崎県が九州・沖縄で一番安いです。九州・沖縄で平均すると4,900円で、安い料金で本県の検査機関も

頑張ってくださいしております。

話が前後するんですけども、本県では平成22年から3,800円です。その前は3,000円でありました。

○星原委員 結局、検査を受けている人は、年に1回検査料とか支払ってそういう形でやっているけど、検査を受けない人は、仮に払っていないとしたら、不公平感がありますよね。それと浄化槽は、水質を保全するためにやっているわけですから、これはやっぱりお互いが守っていく形にしないと、結局河川が汚染されている可能性もある。つけていれば、検査しなくても10年なら10年、1回でも検査すれば大丈夫なのかどうかというのは分かりません。

ただ、1年に1回と決めているのは、定期的にはやっていかないと、水質が保全されないからだと思うんですよね。そうしたら、半分の人が守っていない状況で、設置したこと自体が、合併処理浄化槽を設置していてもそれでいいのかどうかという問題まで考えないといけないのかなと思うわけですよね。

だから、義務づけするのであれば、法的な問題としてちゃんとやって、河川の汚濁とか水質保全をしっかりとやらせるためにはその辺のところは徹底しないと、合併処理浄化槽をつけて流しているから大丈夫だということにならないんじゃないかなと思いますし、50%ぐらいの人が守っていれば、その分はきれいに流されているという捉え方でいくのか、この辺については検討の余地があるんじゃないかなと思うんですけど、そういうところについての議論はなされてきているものなんですか。

そして75%へもっていくという目標は何があって設けているのか。私から見ると、最初から契約の時点で、さっきからいうように100%の

形でやっていけば、そのことが河川の汚濁を防ぐ、水質を保全していく形になるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○佐沢環境管理課長 合併処理浄化槽の水質を維持するためには、形式によるんですけども、3～4か月に1回保守点検やらないと、浄化槽の機能が維持できないとされておりますので、当然機能の維持は保守点検の契約を結んでやっていただいております。

法定検査というのは、そういう保守点検がちゃんとなされているのかや、放流水の水がBOD的にはどうなのかとか、汚水の汚濁量とか、そういう検査をやるのが法定検査になっております。保守点検と法定検査は内容が違うんですけども、一般的に、うちはそういう保守点検をやっているから、法定検査は要らないよとか、そう思っている方が多いので、それを何とか別々なものであることを理解していただくために、いろんな啓発とかをやらないといけない。別なものであることをちゃんと理解していただければ、75%はそんなに難しい数字ではないと思っています。

そのために、いろんな取組について検討しているところでありまして、75%も本当に難しいので、今までどおりではだめだということで、今後どのように取り組んでいくか、課内でいろいろ話をしております。委員がおっしゃるとおり、当然川の水質を守るためには、100%に近づける取組が必要だと思いますので、いろんな方法とかを、今後も検討していきたいと思っております。

○星原委員 協会が保守点検に来ますよね。それ以外に、くみ取りを業者がしていますよね。だから、そういう協会がしなくちゃいけないのか。くみ取りの業者の人たちでも十分検査の能

力はあると思うんですよ。私の地元とかでも点検していく中で、大丈夫ですとか、いろいろやっているわけですけど、協会と別に、そういう処理業者のところも点検もして大丈夫だということをやらせれば。新たにそういうのをつくってやっているから、こういうことになってんじゃないかな。

くみ取りの人たちが来て、年に1回なら1回の契約をして、くみ取りに来たときに水質検査やらいろんなのもやっていけば、100%になるんじゃないかなという気がするんですが、そういう考え方はできないんですか。

○佐沢環境管理課長 浄化槽法という法律がありまして、法定検査は公益法人がやりなさいとなっておりますので、保守点検業者が法定検査をやるのは、今はちょっと難しいのかなと思っております。

あと、くみ取り業者がそういう点検もやるというのは、浄化槽法では清掃と呼ばれているんですけれども、汚泥をくみ取るだけです。汚泥がどんどんたまっていますので、簡単な水質とか、機能維持関係は保守点検業者が透視時計で目視するぐらいの検査になっておりまして、法定検査が求めるレベルとは違うのかなと。

ただ、これについても、委員がおっしゃるとおり、浄化槽設置者が受検しやすい仕組みをつくって、1年に1回は、1年目は簡便な方法、2年目はちゃんとした検査とか、法律からそういうふうな制度に変えていただければとは思っております。何年か前に、環境省にもそういう制度にはできないかということをお願いしたことはありますので、浄化槽の管理者が受験しやすい制度、これも一つの方法だと思って、環境省に要望していきたいと思っております。

○星原委員 法定検査といいながら、これまで

に56%ぐらいしかできていないようなのは、本当に法律を守らせる形で決めて、そういうことをしているのか。河川に水質が汚泥されたもの、病原菌とかいろんな入っているのがあるかどうか水質検査をする。生活排水を流すときに、きれいな水として、基準を超しているか超していないか。超していなければ、汚泥の処理業者でも、見ればわかるわけですよ。

だから、検査する人は何かの資格を持って、検査をやっているものなのかは分かりませんが、本来なら、生活排水がきれいに河川に流れていく形になるために、浄化槽とかいろんなものを作っているんじゃないかなと。そのための制度なんで、国に対して、そういう基準を今、検査やらいろんなのを、官から民に委託させたりしてきているわけですよ。

こういう検査だって半分ぐらいしかやれないんだったら、くみ取りに行くわけですから、そのときに水質検査とこういった基準をちゃんと調査して、指導して、そういう人たちがやってくれるわけですから。あの人たちはただ水質の検査をするだけですからね。

処理業者の人たちは微生物なんか入れたり、いろんなことを調査するわけですから、一体としてやったほうが、使っている一般の家庭の人たちの負担も少なくなる。水が出るときにきれいに流れさえすればいいわけで。きれいな水として流せばいいだけの話で、それは、そういう処理業者でも十分検査できるような、何かチェックするものがあれば、それをクリアしているかどうかでやっていけばいいだけの話だから、そういう形にしていったほうが、浄化槽を設置している人たちの負担が、毎年1万円、2万円払うよりは、そのほうが。ちゃんと汚泥処理のときに払うわけですから、検査もひっくるめてそ

ういう人たちがやっていくほうが効率がいいんじゃないかなと思うんだけど、今その法律がと言われたんで。法律だったら、じゃあ100%守っているんならだけど、五十何%しかないとか、これから10年間の間に75%までに引き上げたい、あるいは75%というのなかなか厳しい状況なんですよという話を聞くと、要はきれいな水を河川に流すためにどうしたらいいかという観点からいけば、そういうところを省いたほうが、設置者側も負担が少なくて済むのになと思うんですが、そういうことは、環境省に向かって言えないんですか。

○佐沢環境管理課長 委員がおっしゃることはよく分かります。そういう浄化槽の管理者の手間がかからない、保守点検でそういう水が——点検業者の人もプロですので、浄化槽の状態とかがある程度は分かると思いますので、そういう制度になればいいなどは個人的には思うんですけれども、法律で保守点検、清掃、法定検査をそれぞれやりなさいとなっていますので、保守点検は委員がおっしゃるとおり55.6%と、半分ちょっとしかやっていません。そういう現実もあります。

環境省にそういう制度改正を働きかけたらというお話なんですけれども、いろんな制度改革の一環として、保守点検の法定検査のやり方とか、地域の特性に合わせて——地域の特性はそんなに差はないかもしれませんが、そういう要望はこれからやっていきたいなどは思っております。

○星原委員 最後にしますけど、農業集落排水や合併処理浄化槽とかで少しでも汚染されていない水を流すためにも、負担を軽くすることが——国が最初はそういうことだったかもしれませんが、現実には、早く河川をきれいにするた

めには、いずれかの方法で100%になることが、きれいな河川に。我々都城の大淀川から流れてきているものを、宮崎市の人達は飲み水にしているわけですね。そうしたら、少しでも早くきれいな水にすることが目的じゃないかなと思うんですよ。

ですから、負担割合が少しでも少なくなれば、設置しやすい方法とか、あとの点検とかそういった金も要らない。あるいは処理業者のところでする形になっておけば、少しでも設置者が増えてくる。あるいは増やすための方法としても何かそういうことを、国に向けて言うべきじゃないかなと、今やり取りしながら思ったところなんです。ぜひそういう形でやっぱりおかしいことはおかしいんじゃないかと言えるぐらいの形にならんと、駄目じゃないかなと思うんですが、部長、最後にどうですか。

○佐野環境森林部長 生活排水対策、合併浄化槽の関係を、当部は持っているわけですが、その部分についてはこれまでもいろいろ御意見とかを頂いているところではあります。生活排水処理率がなかなか向上しないということにつきましては、やはり環境管理課長が御説明いたしましたけれども、今の法制度の中ではなかなか飛躍的に向上するような仕組みにはなっていないというのが、私としても思うところです。

例えば車における車検制度のように、受けなければ乗れないというような状況が整えば、こういったものは当然100%に近くなっていくとは考えています。そういう意味では、法がそれだけの強制力とかを持たせていない。その背景はいろいろあるのかもしれませんが、決していい状態ではないなと思っております。

したがって、星原委員がおっしゃいまし

たように、その進まない状況の中で、進んでおればいいわけですがけれども、なかなか進まない中では何かを変えなければいけませんよというように、具体的にこういうやり方があるのではないかと、御示唆いただいたわけですがけれども、そういったことはきちんと国につないで、率が上がるなり、水環境がよくなるなりの効果、結果が得られるような仕組みに改善していただくようお願いしていきたいと思っております。

ただ、現状制度の中においても、こういった仕組みであるとか、支援策があるとか、そういった周知ができていない部分があって進んでいないということがありますので、そこらあたりは県が中心になって、あるいは市町村と連携して、普及啓発を図るべきことはしっかりやっていきたいと思っております。

また、生活排水全般については、これは合併処理浄化槽だけではなくて、先ほど言いました公共下水道だとか、農業漁業集落排水施設、そういったものそれぞれ県土整備部、そして農政水産部が所管して市町村と——合併処理浄化槽は我々が所管して、市町村と連携してやっていくわけですがけれども、正直なところ、市町村におきましてもやっぱり温度差があると。先ほど目標の設定が低いのではないかと御指摘もございましたけれど、環境管理課長も説明しましたが、目標一つの設定の在り方についても、現状においても処理率なり普及率なりが低いところ、50%台というところもありますので、そういったところがそこは目標が低いのではないかとということで、引き上げていただくような努力もしているところであります。

いずれにしても、そういった関係部局、市町村と連携して、また県民の皆さんあるいは事業

者の皆さん、そして関係団体の皆さんとも連携してやっていかないと、現行制度においては、検査率なりもなかなか上がっていかないとことがございますので、当部が中心となってそういった旗振りをしながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

○星原委員 よろしくお願ひします。

○横田委員 先ほど、公共下水道の管路の延伸を計画しているところが9市町村あるという説明でしたけど、今になってまだ延伸を計画している、その意味合いというか、目的はどこにあるんでしょうかね。

例えば、先ほど有岡委員が人口減少とか空き家が増えているようなことも言われましたけど、だんだん公共下水道の財政は厳しくなっていくわけですね。延伸した場合、当然今の新しい家はもう100%合併処理浄化槽が座っているわけですが、そこも潰してまで管路につないでもらわないといけないというのものもあるじゃないですか。だから、延伸すればするほど、公共下水道財政は厳しくなっていくんじゃないかなと思うんですよね。

だから、問題は単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に変えてもらえば、その処理能力は変わらないんだから、そっちのほうで市町村の財政を考えたときに、ずっといいんじゃないかと思うんですけれど、今からでもまだ延伸しようと考えている市町村の目的がよく分からないんですが、使用料を増やすために延伸しようとしているんでしょうか。そこを教えてもらえませんか。

○佐沢環境管理課長 管路を延伸しているところが9市町あるんですが、その目的というのは、やっぱり処理人口を増やしたいのかなとは思ってはいるんですけれども、逆に面積を減らす市町村もございます。例えば、平成28年度に

国富町は公共下水道の整備面積を減らして、そこを合併処理浄化槽の整備に変更したとありますし、平成29年度には小林市が一部を公共下水道から合併処理浄化槽の整備区域に変えております。

そして、毎年市町村にヒアリングをやるんですけども、その中でも、計画の見直し、将来にわたっての経費とかを考えると、合併処理浄化槽のほうがいいかもしれませんねとか、そういうことで過去に変えたところもありますので、ぜひ検討してくださいということをおります。特に平成29年の小林市は、そういう話が市長までいって、市長がそういう決断をされたというふうに聞いております。

○横田委員 公共下水道も合併処理浄化槽も処理能力はほとんど変わらないということですので、市町村の財政を考えた場合に、個人で管理する合併処理浄化槽のほう絶対いいと思うんですよね。当然人口減少とか空き家とかが増えてくるとか、将来的なこともありますので、ぜひそこあたりは慎重に考えてほしいなと思えます。

○佐野環境森林部長 おっしゃるとおり、人口減少社会にもう突入しているわけですけども、そういった中でいかに効率的に生活排水を処理していくかは重要な話だと思いますし、当然市町村の財政を圧迫する要因の一つにもなりかねないと思っていますので、委員がおっしゃるとおりだとは思いますが。ただ、そういったことも踏まえて、基本的には市町村にお考えいただいて、計画なり事業を進めていただいているという現状はございますので、正しい判断かどうかは、また改めていろいろな場を通じて御検討いただくようにしたいと考えています。

○横田委員 お願いします。

○日高委員長 そのほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時05分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

報告事項について説明を求めます。

○大久津農政水産部長 農政水産部でございます。本日はよろしく御願い申し上げます。

座って説明させていただきます。

今回の委員会では、高病原性鳥インフルエンザの発生に関しまして、これまでの対応状況等について御報告をさせていただきます。

後ほど、詳細については説明させていただきますが、御案内のとおり、昨年12月に日向市、都農町、都城市、小林市、宮崎市におきまして、9例の発生が相次いで確認されました。県といたしましては、知事をトップといたします対策本部を、会議を順次開催いたしまして、また2回目の対策本部会議におきましては、日高委員長にも御出席いただきながら、迅速に対応してまいったところでございます。

それぞれの発生農場における防疫措置につきましては、地元市町、自衛隊、JAグループ、県建設業協会、県トラック協会など、関係団体、企業及び国等の御協力をいただき、他県と比較いたしましても早いスピードで防疫措置も完了しております。近隣農場への蔓延防止にもつながったものと考えております。幸い、本県におきましては、今夜午前0時をもちまして全ての移動制限区域が解除され、約50日間にわたり

運営してまいりました消毒ポイントも撤去される予定でございます。

しかしながら、県外では年明け後も岐阜、千葉、鹿児島県と発生が続いておまして、さらに昨晩も千葉県のアヒル農場で疑似患畜が確認されるなど、発生リスクが非常に高い状況が続いております。今後も引き続き県民の皆様への正確な情報提供を行いますとともに、養鶏関係団体等と緊密に連携を図りながら、これ以上発生しないよう、防疫対策の強化、そして発生農場の経営再開に向けました指導等につきまして、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

詳細につきましては、家畜防疫対策課長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

私からは、以上でございます。

○丸本家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課でございます。

常任委員会資料の1ページをお開きください。

高病原性鳥インフルエンザへの対応状況についてであります。

まずは、国内における発生状況であります。上段の日本地図で黄色に塗りつぶしている県で発生が確認されており、右の表には昨年11月以降、本県の9例を含め、全国の15県36例と記載しておりますが、本日、千葉県のアヒル農場での発生が確認されましたので、37例となっております。

今年度の発生は、37例目を除いて全てH5N8亜型の鳥インフルエンザウイルスで、昨年度にヨーロッパで流行したウイルスを、渡り鳥がシベリアへ持ち帰り、さらに渡り鳥によりシベリアから国内へ持ち込まれたと考えられております。国内1例目は、11月5日に香川県で確認

されたもので、例年と比較してかなり早い時期での発生でありました。そして西日本を中心に広い範囲にウイルスが持ち込まれている状況となっております。

下段は、韓国における発生状況で、1月17日現在、計62例が確認されています。これまでは、国内における発生前に、韓国で発生が確認されるという状況でしたが、今シーズンは日本と韓国へ同時期にウイルスが持ち込まれていたという状況でございます。今シーズンは、ヨーロッパでも発生が確認されており、特にフランスでは280例以上が確認されるなど、世界的な発生となっております。

次のページを御覧ください。

3の本県における発生状況でございます。

地図の丸数字が発生地点を示しており、地図の右側の四角囲みに9例目までの殺処分された羽数、発生の確定日、防疫措置の完了日をお示ししております。また、発生農場周辺には、赤線で示す半径3キロ以内を移動制限区域、青線で示す3から10キロ以内を搬出制限区域として設定しますが、現在は3、4、5例目及び9例目の移動制限区域だけが残されており、この制限も本日の夜中、22日の午前0時に解除される予定となっております。

次のページを御覧ください。

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の防疫措置の流れについて、御説明いたします。

一番左の列が発生の確定日からの日数となっており、その右の発生農場の列と制限区域の列に、それぞれの防疫措置の流れをお示ししております。

まずは、発生農場での流れについて御説明いたします。

死亡羽数の増加など、農場から異常の届出を

受けた場合、家畜保健衛生所は直ちに立ち入りを行い、死亡した鶏等について簡易検査を実施します。この簡易検査で陽性が確認された場合は、検体を宮崎家畜保健衛生所に運び、簡易検査とPCR検査を実施します。宮崎家保での簡易検査で陽性を確認した場合には、疑い事例としてプレスリリースを行います。さらに、PCR検査で陽性が確認された時点で、国が疑似患畜と確定し、発生となります。

発生農場では、全ての鶏を殺処分し、餌などの汚染物品とともに埋却した上で、鶏舎や鶏舎周囲の清掃、消毒が終了すれば、発生農場の防疫措置は完了となります。なお、ウイルスを早期に封じ込めるため、殺処分については24時間以内が一定の目安とされています。

次に、右の列の制限区域における対応について御説明いたします。

疑似患畜の確定と同時に、移動制限区域、搬出制限区域を設定し、ウイルスの蔓延を防止するため、鶏や卵などを対象として、その移動を制限します。併せまして、制限区域には養鶏関係車両等の消毒を行うため、消毒ポイントを設置いたします。制限区域内の鶏や卵等は、中央の四角囲みにあるとおり、国との協議により、蔓延防止のための必要な検査を行った上で、一定の条件下でその移動が認められています。

ただし、米印にありますとおり、移動制限区域内の鶏につきましては、同一区域内の食鳥処理場以外への移動は認められず、原則制限解除まで留め置かれることとなります。制限解除に向けて、移動制限区域内の農場を対象に、図の中央に二重線で囲まれた発生状況確認検査と、清浄性確認検査を実施します。清浄性確認検査で陰性が確認されれば、10キロの搬出制限区域が解除され、さらに発生農場の防疫措置が完了

して21日が経過すれば、3キロの移動制限区域も解除され、全ての防疫作業が完了します。

このように、一農場での発生に伴う防疫作業の期間は、農場からの届出を受けてから約25日程度が目安となります。

参考といたしまして、一連の防疫作業に関する写真集を別冊としてお配りしておりますので、防疫対策本部や発生農場、消毒ポイント等におけるそれぞれの状況について、後ほど御確認いただければと思います。

次のページを御覧ください。

上段は、今回の一連の防疫措置をまとめたものになります。9例の発生で殺処分を行った羽数は約57万羽となりました。また、防疫作業のうち、殺処分にかかった平均時間は約18時間であり、防疫措置が完了するまでの時間も平均31時間であり、国の目安の時間よりも早く作業を完了させております。

防疫作業に従事いただいた人員は延べ4,970名で、内訳は表のとおりとなりますが、米印でお示ししているとおり、県や地元市町に加え、国、自衛隊、建設業協会など、多くの団体や企業等の御協力をいただいております。これら関係者の御協力により、迅速な防疫措置が達成できているものと考えております。

下段は、今シーズンにおける発生の特徴を示しております。一つ目の特徴としましては、最初のページで御説明しましたとおり、例年よりも発生が早かったこととあります。本県での過去に最も早い発生が、平成26年の12月16日でしたので、約半月早く発生していることとなります。

二つ目の特徴としましては、県内の広い範囲、特に県西地域で初めて発生が確認されております。短期間で9例の発生があったことに加え、

移動制限区域内の農場数が多く、清浄性確認検査等に対応する獣医師が不足したことから、県外から約93名の獣医師の御協力をいただいております。

三つ目の特徴として、水辺近くに所在する農場での発生が多く確認されており、これは他県での発生においても同様の傾向にありました。また、これも他県でも同様の傾向にありますが、衛生レベルが高い、最新式のウインドレス鶏舎での発生も確認されており、さらに国の疫学調査チームの現地調査においても不備事項が確認されず、発生原因の特定が困難な状況にあります。

次のページを御覧ください。

発生農場における防疫措置が以外の対策の実施状況です。

(1)の表は、9例目までの制限区域内のそれぞれの農場数と飼養羽数、解除日を示しており、なお2例目と7例目、3、4、5例目及び9例目は制限区域内に重なりがあることから、農場の重複があります。

(2)にありますとおり、養鶏関係車両の消毒を行うための消毒ポイントについては、延べ62か所を設置し、各農林振興局を中心に24時間体制で運営しており、1か所当たり約3名の3交代制で対応しております。

(3)にありますとおり、制限区域内の農場からは毎日の死亡羽数の報告を求め、過去3週間の平均の2倍という基準を超えた死亡羽数の場合には、家畜保健衛生所による立ち入り検査と簡易検査を実施しており、その結果がそこにあるとおりでございます。

さらに、(4)のとおり発生農場につきましては、殺処分した鶏や汚染物品として処分された卵や餌などを国の基準により評価し、その評価

額の全額を国が交付することとなっており、現在手続中でございます。

制限区域内の農場に対する支援としましては、まずは制限を受ける鶏や卵等について、例外協議を国と行った上で出荷ができるようにしており、この件数が685件となっております。先ほども御説明しましたが、移動制限区域内の鶏については、原則制限の解除まで留め置かれることになるため、出荷の遅れを原因とする売上げの減少額や飼料費等の増加額が発生した場合については、県及び国がその費用を全額助成することとしており、こちらについても現在手続中でございます。

次のページを御覧ください。

主に、12月以降に実施している発生予防対策について御説明します。

(1)は、国が行った全国一斉の緊急点検にあわせて、県内の全ての農場に県独自のチェックシートを配布し、生産者自身による緊急自己点検の実施に加え、国や疫学調査チームによる発生農場の現地調査結果を踏まえ、1、手指の消毒や、2、野生動物の侵入防止対策の徹底について、改めて指導を行っております。

(2)にありますとおり、これまでも水辺周辺として、リストアップした農場に対して指導を強化してきたところではありますが、今シーズンの特徴として水辺周辺の農場での発生が多いことから、改めてこれら農場に対して、鶏舎及び防鳥ネットの破損部位の補修、鶏舎周囲の頻繁な消毒、迅速な防疫措置に適した埋却地の確保について、指導を行ったところです。

さらに、(3)にありますとおり、全ての農場を対象に、家伝法に基づく2回の緊急一斉消毒命令を行い、あわせて消石灰の配布を行っております。また、養鶏関係者との危機意識を共有

するため、(4)にありますとおり、緊急防疫会議の開催、防疫対策強化通知の発出、家畜防疫情報メールによる情報発信を行ってまいりました。

なお、発生農場の経営再開にあたっては、(5)にありますとおり、今回利用した埋却地については、3年間発掘禁止となるため、新たな埋却地の確保を確実にを行うように指導しております。

さらに、衛生レベルが高く、明確な不備が確認されない農場においても発生が認められていることから、再開までの間に、これまでの農場での作業手順を生産者自身が再点検するとともに、管理獣医師等も含めて防疫上の不備がないかを確認した上で、農場ごとの飼養衛生管理マニュアルを作成することとしております。

併せまして、野生動物がウイルス侵入の一つの要因であるものの、農場周辺での野生動物の動態は明確でないことから、再開前に定点カメラによる野生動物の動態調査を行い、必要な対策を講じることとしております。

最後になりますが、8にありますとおり、9例目までの防疫作業を進める中で、改善すべき点が見受けられたことから、農政水産部内に検証チームを設置し、課題の洗い出しと対応策の整理を行っており、その成果を県防疫マニュアル等に反映することとしております。

2ページでも御説明しましたとおり、今夜、午前0時には全ての移動制限区域が解除されることとなりますが、県内の新たな発生を防止するため、今後も緊張感を維持しながら、引き続きそれぞれの対策を徹底してまいります。

説明は以上であります。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について、質疑はございませんでし

うか。

○窪菌委員 何点かお伺いしたいと思いますが、ここにも載っておりますように、発生リスクを少なくするための方策として、水辺の農場の防疫対策の強化というのがあるわけですが、聞くとところによると、必ずそういったため池が近くにあると。そこに野鳥が来るという話を聞くわけですが、例えば都農の場合は、近くにそういったため池があるという話です。小林、都城の場合は近くにダム池があるということですが、その地域が保護区になっているという話を聞いたんですけど、これは調査されたんでしょうか。

○丸本家畜防疫対策課長 委員が言われている、それぞれの河川やため池が野鳥の保護区になっているかどうかは、確認しておりません。

○窪菌委員 そういった保護区の中に、こういった渡り鳥は集まる習性というんですか、集まるような気がするんですね。私の家の近くにも保護区等がありますけれども、そこに小さな池があると、ため池等を中心に、休む場所があれば、非常にたくさんの渡り鳥が昼間群れているということです。昼間はそこに来て休んでいると。夜になってから行動するというようなことだろうと思いますけれども、そういった保護区等があれば、人は寄りつけない、駆除もできない、追い払うこともできないという、非常に鳥にとっては天国の場所、住みやすい場所ですね。だから、リスクを少なくするためには散らすことも一つの方法だろうと思うんですが、そういったことは考えられないんでしょうか。追い払うということになるとは思いますけど。

○丸本家畜防疫対策課長 水辺に渡り鳥が集まって、それがリスクの一つの大きな要因になっているのは間違いないと考えておりますが、そ

れを追い払うことがリスクを下げるかどうか——逆にそれを追い払うことでほかの地域に渡り鳥をどんどん追いやってしまっていて、場合によっては、新たなリスクの高い農場をつくってしまうことにもなるのかもしれないので、今のところそれを実践しようということは考えていません。

○窪菌委員 そういった保護区等に近寄るといえるのは、もう分かっているわけですから、そういったリスクを少なくして、取り除くというのも、僕は一つの方法だろうと思います。追い払えば、次にどこかに行って、どこかに休むということになると思うんですけども、鶏舎の近くにそういった場所があれば、そういったものは取り除いたほうがいいのかなと気はするんです。

あと、このシベリア辺りから来る鳥なんですけど、シベリアというのはどういうところなんだろうかな。そういった鳥インフルエンザの発生がある地区、ある地区というのはおかしいけれども、そういうようなものが潜在的にある場所なんだろうかな。鶴も一緒に、向こうから来るんですけど、鶴も出ていますよね、死んだものから。そういうのも、来る場所から絡んでくるというんですかね。そういうのも調査があるんですか。

○丸本家畜防疫対策課長 シベリアにつきましては、渡り鳥の営巣地になっていると。そこで、巣作りをして子孫を残して、そこからさらに冬になると暖かいところに越冬しに出てくるというようなことで、その地域にウイルスが多いかどうかというのは確認はしていませんけれども、もともと野鳥がウイルスを持っている中で、それが一気に多く集まる場所がシベリアの営巣地になっていると。そこに世界中から鳥が集まっ

てきて、いろいろなウイルスを持ち込んで、場合によってはそこで一気に増えてしまっていて、それを増やした状態で、特にマガモなんかはウイルスを体の中に保持していても病気が発症しないので、死んだりしないと。生きたまま、鳥の中に持ったまま渡ってきてしまうと。それを、国内でウイルスをばらまいていくというような状況が、鳥インフルエンザの発生の状況になっていますので、シベリアでウイルスが増えている時期は世界中で広がる。例えば韓国でも広がりますし、日本でも広がるというようなことにつながっていると。ただ、それが毎年同じようになっているかどうかというのは分からないというような状況で、今年はずっとそういう年にあたっているということだと思います。

○窪菌委員 保護区の場合に、例えば解除してもらおうとかで、環境省あたりとの連携はないんですか。

○丸本家畜防疫対策課長 保護区のことに関しては、ちょっと今のところまだ考えてはいませんが、もともと河川、あるいはため池というようなところはリスクが高いことが分かっていますので、今後については、そこに対する指導をさらに強化することと、今後、鶏舎を建てるような場合には、いろいろ検討いただくようなことも必要になってくるのかなと考えております。

○星原委員 まず、年末の寒い中御苦労いただいた4,970名の皆さん方に敬意を表したいと思いますし、御苦労さまでしたと言いたいと思います。

その中で、最初に説明いただいた国内における高病原性鳥インフルエンザの発生状況を見たときに、香川県で発生したのが11月5日で、本県で発生が12月1日ということで、約1か月あ

るわけですね。香川県は13件、宮崎県が次いで9件出ていると。1か月前に発生した香川県の状況から、県内において、その間の防疫体制とか、いろんなチェックがどこまでなされていたのかなど。これは、過去にも経験があるわけですから、香川県で発生したときに、県内全ての養鶏業者の皆さん方、あるいは水辺に近いところとか、発生する可能性が高いがところの人たちが、どこまで危機意識というか、検査とか、消毒とか、いろんなものをされてきたのかなど。そこまで全てやっけていてもどうしても避けられなかったことなのか。消毒不足、点検不足、ネットなんか破れていたり、小動物とか、過去にもずっと言われてきているわけですから、そういうところが守られていたのか、守られてなかったのか。皆さん方が調査された中で、その辺はどういうふうに捉えていらっしゃるのか、まず伺います。

○丸本家畜防疫対策課長 その点については、我々もまだ反省すべき点があるのかなど考えております。香川県での発生等を受けて、防疫対策会議を開催したり、当然発生たびに防災メールで情報を発信したりというようなことはして、発生を食い止めるべく努力はしてきたんですけれども、結果として発生した農場の国の疫学調査チームの検証結果を見ますと、手指の消毒であるとか、一部では鶏舎の不備が指摘されるというような状況なので、我々の指導が十分でなかったというようなところが若干あるのかなというふうに考えております。その部分についても、今後、検証しながら、どういう方法がより効果的な指導になるのかも考えてまいりたいと思っております。

○大久津農政水産部長 今、家畜防疫対策課長が申しあげましたように、発生したという事実

はあるわけでございますので、その中で検証チームからの指摘というのもございます。

基本的には、野生動物が入ってきたんじゃないかという小さい穴が、幾つもある鶏舎の中で、1か所とか2か所見つけられたとか、そういう御指摘も受けております。そういった中で、今回の資料には出ておりませんが、検証チームが各農場ごとの不備を指摘した報告があるんですけれども、それを見ますと、宮崎というわけではなんですけど、本当に農家さん自体はそれなりに頑張っている。全国的な発生状況から比べても指摘は少のうございます。

そういった部分では、やはり今回のウイルス、野鳥のウイルスというのが高病原性のウイルスで、早く持ってきている。そして、宮崎とか瀬戸内海を中心に、暖かい地域で続発したというところの関係とかも含めて、そこら辺については国のほうの疫学チームのほうでしっかり検証をしていただきたい。

野鳥からの直接の侵入リスクや、ネズミとかそういうものの介在もありますけれども、どの程度やっても、原因はなかなか——農家さんによっては全然不備がなかった、指摘もないところも宮崎でも出てきておりますので、農家さんもこれ以上何をしたらいいのかというようなこともございます。そういったところも含めて、今回は従来の指摘よりもかなり慎重に農家さんも対策はいただいた中で、発生したと。

一部は、若干整備漏れもございましたけれども、総括すると、そういった状況と私たちは考えておりますので、先ほどの野鳥に問題についても、環境省等での野鳥対策の在り方もしっかり検証なり、国の対策も要望していきたいなと思っております。

○星原委員 農家さんもみんなそれぞれ、防疫

はいろいろやられているだろうと思うんですよ。ただ、発生件数を見たときに、香川県は13件と多いんですが、宮崎県が9件で、あとは1件のところが大半なわけですよ。

ですから、本当に点検——何かの形で鶏舎の中に菌が入らない限りはそうならないわけですよ。だから、一生懸命消毒もしている、あるいはネットの破れとか、小動物が入らないようにすることも全てやられていて入るといのは、どこかにやっぱり菌を持った誰か、人なのか、小動物なのか、それは分かりませんが、その辺が農場の中に入らな限りは発生しないと思うんですよ。

先ほど言いましたように、約4,970人のいろいろな方々に作業いただいたり、皆さん方もそうだったと思うんですが、年末の忙しい時期に。そうならないために、水辺近くがということであれば、そういうところはより点検や消毒も徹底していかないと。私から見ると宮崎は発生件数が多すぎるものだから。ほかの県も出ているんだけれども、1件のところが多くて、宮崎県と香川県がこれだけの数が出ているというのは、今暖かいところだとかいろいろな話もありますけれども、韓国なんかでもかなり出ているわけですよ。

渡り鳥ですから、寒いところから来ているわけで、防ぐためには、消毒の仕方もまだいろいろ考えられることをやっていかないと、毎年こういうことでいろんな方々に心配いただいたり、大変な思いをさせるわけです。一生懸命やっているんですよじゃなくて、入ったことは間違いない。9か所の人たちはどこから入ったのか、何が原因だったのか、突き詰めていって、今後の対策に活かしていかなといけないんじゃないかなと思うんですよ。

努力はされているし、もちろん鳥インフルエンザになることを望んでいる人なんて誰もいないわけですから。香川県で発生した11月5日あたりから、多分皆さんも非常に神経を使われたとは思いますが、それにしても宮崎県が少し多いなという気がするものですよ。その辺のところをもう少しいろいろな対策会議やらで。

消毒やいろいろなことをやられたのは間違いないで、取り組まれたことは評価するんですけども、結果として宮崎の場合は、数が多すぎるなど。暖かいところだけなのかということ、鹿児島県も同じだし、熊本県も。そうやって見たときに、熊本なんかは出てないわけですけど、九州管内でも暖かい地域、あるいは河川だっどこの地域も多分あるだろうと思うんですよ。

発生件数が多いので、12月初めに出たときに、それぞれの点検の仕方がどうだったのかなと危惧するところがあるものですよ。こういうことを聞くんですけども。

○大久津農政水産部長 ちょっと言葉足らずでしたが、発生したことについての反省なり、対策に不備があったところはしっかりと。その中で今回の原因が、疫学調査が入っていますが、若干の不備指摘はありますけれども、こういうものだということはまだ全然分からないので、これをしっかり追及していただきたいなとは思っております。

それと、宮崎が多いところを、皆さんいろいろ言われるんですけども、専門の先生方に言わせると、野鳥の飛来地が鹿児島とか熊本よりも、宮崎とか瀬戸内海のほうが飛来しやすいということと、餌的な部分で、農地や田んぼとかを見ても、餌とかがしっかりあるということで、野鳥の飛来リスクも高いんだろうとは

思っております。

そういった中で、この防疫対策をしっかりとやっていかないといけない。ただ、今委員がおっしゃるように、冬場に間違いなく野鳥による高病原性鳥インフルエンザが発生している事実は、本当にこれは防ぎようがないので、防疫対策の強化もどこまでやるか。

もう一つは、これは私どもが考えるわけじゃないんですけれども、養鶏の関係者と今後協議したいんですが、本県の場合は全国一の飼養規模があるわけでございますので、冬場のリスクをいかに減らすか。食肉処理場、食鳥処理場がございまして、そこをしっかりと計画的に回すわけですから、鳥の場合は4回転とか5回転するわけですから、そういった過去に発生した地域とか、発生リスクの高い河川に近い養鶏場については、出荷の回転で、冬場を少し軽減するとか、控える、そういうことが本当できるのかどうか。

こういったものを養鶏関係者と今から検討、議論しましょうということにしておりますので、そういったことも含めながら、また防疫的、衛生的なレベルについては、国の検証チームの指導結果を十分踏まえながら、さらに強化することで、宮崎の養鶏産業を維持していくためには、本当に抜本的にそういったありようを少し見直していかないと、このリスクは軽減できないだろうということで、今回かなり反省しておりますので、そういったものを、県が主導するというよりも、業界も含めて、今後いろいろ議論を深めて、発生しないような方向性をもう少し検証していきたいなと思っております。

○横田委員 消毒ポイントですが、延べ62か所に設置されたということなんですけど、この消毒ポイントは必ずしも道路脇じゃなくて、ちよっ

と入り込んだところにもあるじゃないですか。

そういったときに、関係車両に100%立ち寄ってもらえているのかどうか不安なところもあるんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○丸本家畜防疫対策課長 消毒ポイントに関しましては、大型車両が出入りできるところ等を考えまして、引き込み型ということで、側道ではなくて、幹線道路のすぐ横の広い駐車場等で行っていることが多いです。

そのために、関係車両や関係会社には全て連絡いたしまして、そこを通過していただけるように、ここに消毒ポイントがありますので、ここを通過してくださいといったお願いはしております。

○横田委員 100%そこに立ち寄ってくれているかどうかの確認はどうなんでしょうか。

○丸本家畜防疫対策課長 消毒ポイントについては、通ったものについてはチェックをする体制をとっておりますので、確実に通っているというふうに考えております。

○横田委員 口蹄疫のときは、主要道路なんかにマットを設置して、一般車両にも消毒の御協力もらったじゃないですか。鳥フルの場合はそこまでする必要はないんでしょうか。

○丸本家畜防疫対策課長 これは口蹄疫のウイルス、それから鳥インフルエンザのウイルスの違いによって、県民の全ての車両にする口蹄疫の場合と、鳥インフルエンザのように関係車両だけ通っていただくという場合と、差をつけて対応しております。特にそれで問題はないと思っております。

○横田委員 分かりました。今回、全国ですごい数の鳥を処分しているわけなんですけど、そのことに対して消費の落ち込みがあったとか、また流通とか需要供給の中で混乱が生じたとか、そ

ういったことはないもんなんでしょうか。

○河野畜産振興課長 今回、殺処分ということなのですが、全国では飼養羽数に対する1.9%ほどの殺処分、宮崎県もその程度の殺処分ということなんですけど、今のところ鶏肉や卵の流通について、この鳥インフルエンザでの価格への影響は見られておりません。

○窪菌委員 もう一点お伺いしますが、5ページの下のほうなんですけど、発生農場及び制限区域内の農場への支援ということをございますけれども、詳しく教えていただきたいんですが、これを見ますと、例えば家畜伝染病予防法に基づく手当金と、それから特別手当金の交付ということですが、それぞれ5分の4と5分の1、両方合わせて2分の1ということになるんですかね。

それと、下のほうの②を見ますと、出荷の遅延で価値が低下した鶏等の売上げの減少した分や飼料等の増加額を、国と県で各2分の1、その費用を助成しますよということになるんですが、各2分の1ずつということになると、100%補償ということになるわけですか。その辺りを詳しく教えていただきたい。

○丸本家畜防疫対策課長 今御質問がありましたとおり、発生農場に対しましては、家畜伝染病予防法に基づき、手当金、それから特別手当金として、それぞれ評価額の5分の4、5分の1という形で出されますので、合わせれば5分の5ということで、評価額の全額が国から直接助成される形になっております。

制限区域内の農場に対しては、先ほどもちょっと説明しましたけれども、ほとんどの卵とか鶏については移動ができるような措置を、例外協議をいたしますので、影響を受けることはほぼないというふうに考えています。

ただし、移動制限区域内3キロ以内の農場でブロイラーを食鳥処理場に出荷したい場合、この鳥の移動については3キロの中に食鳥処理場がないと出荷ができないということになりますので、この農場に対してはどうしても制限が解除されるまでの間、先ほどの説明でいうと約25日間程度留め置かれてしまうことがあると。

その場合、その間に出荷日を超えてしまって、さらに10日とか、20日とか飼養期間が延びると、その分の餌代であるとか、結果としてそれが大きくなりすぎてしまって商品価値を失うといった場合には、その額を県が補助すれば、国がその2分の1を負担するという制度が家伝法の中に定められておりますので、全額の助成がされるというふうになっております。

○窪菌委員 かなり手厚くなっているなと思うんですが、そうすると結局は発生した農場は、痛くもなければかゆくもないような状況になると思うんです。こういったことで、先ほど部長が言われたリスクを減らすとか、あるいは農場への管理をうまく指導していく上で、非常に油断というんですか、なかなか徹底しないのかなという気もしたところがございます。

その辺もありますので、農場への指導の徹底は強力にお願いしたいなと思っています。さらにまた、こういった手当も非常に手厚くなっているということですので、非常にありがたいことだなとは思っています。特段これをどうということでもないんですけども、非常に手当が厚いなという感じがしたところです。

○大久津農政水産部長 今委員がおっしゃいましたように、発生農場への対策としては、処分の分と、遅延した分についての10分の10なんですけど、これから経営再開まではかなりの時間を要しますので、そういった部分での経営リスク

は、発生農場の農家さんはすごい負担を抱えております。

やはり経営再開までかなり時間を要しますので、この支援金だけでは十分ではないということで、その分、ほかの経営再開に向けた資金対策とか、いろんなこともしっかり対応していかないと経営再開も安易にはできない。農家さんとしては出すことのリスクというのはすごい大きいんだらうと思っておりますし、農家さんもそこを反省しながら、今後再開に向けてはしっかりやるというような動きがあらうと思っておりますので、この資金があるからこそ補助はできますけれども、やはり農家さんにとっては出すことはかなり厳しい状況だらうということは御理解いただきたいと思います。

○窪菌委員 牛、鳥、豚、合わせてですけれども、法定伝染病の場合は、全部こういった方式になっているんですかね。

○丸本家畜防疫対策課長 特定家畜伝染病防疫指針が定められているような特定の病気に関しては、発生農場に対して特別手当金ということで、5分の1が上乘せという形になっております。それ以外の家畜伝染病に関しましては、評価額の5分の4だけというような形で、家畜伝染病の中にも2種類、ランク分けがされているということになっております。

○窪菌委員 分かりました。

○河野委員 直接的な質問じゃないんですが、先ほど星原委員からもありました農場で作業した人員の4,970名の方々に本当感謝の思いを伝えて、この方々の中で、鳥の処分に直接関わった方は何名ほどいらっしゃるのでしょうか。

○丸本家畜防疫対策課長 基本的には、この方々は全て農場の中での作業ということを対応していただいている方です。ただ、恐らく建設業

協会の方は埋却地のところなので、いわゆる殺すという作業はしていないかなど。それ以外の方々については、多かれ少なかれ殺処分に関わっていると考えております。

○河野委員 口蹄疫のときもそうだったと思うんですが、殺処分に関わった方々の、その後のメンタル面で支援をしなきゃいけない状況等が発生しているのか。

○丸本家畜防疫対策課長 今までのところ、メンタルで病気を発生するというようなことについて報告は受けておりません。

○安田副委員長 写真等を見ますと、大変な作業だなという思いをしているところであります。また、約4,900名の方々に本当に感謝いたしたいと思えます。このインフルエンザが発生するたびに、私たちに連絡が来るんですけども、1例から9例目の中で、肉用の鳥ですが、出荷前にインフルエンザが発生したというのをよく聞くんですけども、その原因は餌を一週間ぐらい変えるというような話も聞いたんですが、そういうリスクという部分では、出荷前のインフルエンザに感染するというのがあるんですか。

○丸本家畜防疫対策課長 鶏が感染する日齢によって、リスクがどれくらい変わるかということは、現状として、データとしては持っていないんですけども、確かに発生する日齢は、大体40日より後ということが非常に多いので、その因果関係、何が原因になっているかというのははっきりしないんですけども、現実としてそういう状況にはあると思えます。

もう一つ、ブロイラー、肉養鶏については、出荷前になると体が大きくなってきて、あまり動けないというようなことだとか、密な状態で飼われているというようなことで、もしかすると多少免疫力が落ちるとかというようなことが

あって、より感染しやすい、少ないウイルス量でも感染しやすいというような状況があるのかもしれないと。ただ、科学的に何か証明されたようなものではないので、はっきりしたことは分かりません。

○安田副委員長 分かりました。ありがとうございます。いつも連絡が来るたびに、出荷前だったんですよという話をよく聞きますので、インフルエンザにかかりやすいようになるのかというような思いをしたところであります。

また、日向市の1例目なんですけれども、大変新しい鶏舎だと聞いています。その場所については、野鳥が入ったりするところは多分ないんじゃないかなと思ったんですが、この9例目の中で防鳥ネットが破れているところが数か所あったと聞きますけれども、そんなにあったんですかね。

○丸本家畜防疫対策課長 今回の9例の中で、特に今言われました1例目の農場については、今年度鶏舎を建てたばかりで、鶏舎自体の大きな不備はなかったというふうに考えております。ただ、養鶏に関わってから日が浅いというようなこともあって、本人が国の疫学調査チームへの回答として、手指の消毒というようなところが少しできていなかったんじゃないかというようなことを言われているので、ネズミとか野生動物が鶏舎内にウイルスを持ち込んだのではなく、もしかすると人が何らか、外にあるウイルスを中に持ち込んでしまったのではないかということは考えられております。

今の農場については、換気扇の外に開閉板がついていて、その一部が少し開いていたと。換気扇が止まると閉じる形になるんですけれども、そこに換気扇が止まっても少し隙間がある状態にはなっていたということの報告はあるんです

けれども、そこから野生動物が侵入したというようなのは確認できない。ほこりがたまっていて、とても頻繁に出入りしていたという状況ではないということまでは確認されております。

それ以外の農場でも、一部には鶏舎等に不備があったというところは確認されておりますが、明確にそれが原因だったということが分かるようなところはなかなかなくて、先ほどちょっと説明しましたがけれども、今後発生農場にはそれぞれ自分たちの作業マニュアルを作っていた中で検証していただきたいと。そこには家畜保健衛生所も絡んで、どこに問題があるのかを詳細に確認した上で、少しでも今後の防疫対策に生かせるようなヒントを探していければと考えております。

○安田副委員長 ありがとうございます。

○日高委員長 そのほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 もう今日で制限が解除されるということでございますけれども、本当にしっかりと検証して、これ以上発生件数が増えないように御尽力いただきたいと思います。

それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午前11時58分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

その他、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午前11時59分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長

日 高 陽 一